

令和 2 年度（2020 年度）の組織改正について

中核市への移行後に業務を円滑に開始するとともに、第 4 次総合計画の下で施策を推進し、限られた職員体制で効果的かつ効率的に行政運営を行うため、令和 2 年 4 月に組織改正を行うものです。

1 組織改正の方針

- (1) 令和 2 年度に予定する中核市への移行後に、業務を円滑に開始できる体制とする。
- (2) 第 4 次総合計画の下で施策を推進するため、新たな政策課題への対応や、平成 28 年度(2016 年度)の組織改正後の調整を行うとともに、限られた職員体制で効果的かつ効率的に行政運営を行うための体制とする。
- (3) 速やかな情報伝達や意思決定のため 2 階層構造の組織とするとともに、部の中心となり、調整や取りまとめ等を行う職場は、原則として室とする。また、多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、組織内の連携を進め補完性のある組織とするなどのため、新たに設置する室課の規模は 10 人以上とする。

2 概要

- (1) 中核市移行に伴う業務の円滑な推進

ア 保健所の設置

健康医療部に保健所を設置し、保健所長を置くとともに、部内の室課を再編する。市長は、保健所長に保健所業務を委任し、保健所長と健康医療部長とが連携・協力して医療・保健施策を推進する。

イ 産業廃棄物担当の設置

産業廃棄物及び PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理に関する事業者への指導・啓発などを効率的に行うため、環境部環境保全課に産業廃棄物担当を置き、環境保全指導課とする。また、事業者に対する適切な指導・啓発を行うため、産業廃棄物指導長（課長級）を置く。

- (2) 第 4 次総合計画の下での施策推進

ア 行政経営部企画財政室

(ア) 定数管理

組織の管理、実施計画や重要な施策を扱うとともに、業務プロセスの改善も推し進め、業務量の抑制を図っていくため、定数管理等に関する業務を総務部人事室から移管する。

(イ) 普通建設事業費に関する予算編成

普通建設事業費等に関する事業について、財源も考慮しながら、その必要性や優先順位等を、まちづくり全般を所管する部門で扱うことで、財政運営の基本方針に沿って、財政の健全性の維持と将来への必要な投資の両立をこれまで以上に図りながら、持続可能な財政運営を行うため、普通建設事業費等の予算編成に関する業務の一部を都市計画部都市計画室に移管する。

イ 行政経営部資産経営室

(ア) 教育委員会への移管

平成 28 年度の組織改正時には、学校施設の営繕等に係る事務の移管を受け、一般建築物の営繕に関する事務の一元化を図った。一般建築物の延床面積の 5 割近くを占める学校施設を一元化することで、多様な視点を踏まえた公共施設の最適化を推進するとともに、スムーズに公共施設総合管理計画を策定することができた。今後は、個別施設計画を策定する段階に移っていくことに加え、施設を運営する組織が、営繕や目的外使用等日常の管理を行うことで迅速な対応が期待できることから、学校等の施設の管理に関する業務を学校教育部に移管する。

(イ) 都市計画部への移管

まちづくりの中心施設となる公共施設の管理、機能誘導などについて、まちづくりと一元化した取組を進めるため、公共施設の最適化に関する業務、施設建築の計画に関する業務、市有建築物の工事等に関する業務及び資産管理に関する業務を都市計画部に移管する。

(ウ) 総務部への移管

部落有財産は、実質的に財産管理のみとなっており、市が企画・運用する目的で所有するものではないため、部落有財産に関する業務を総務部総務室に移管する。

ウ 市民部人権政策室

男女共同参画を含めた人権政策について所管し、補完性のある規模の組織とするため、人権平和室と男女共同参画室を統合し、人権政策室とする。

エ 児童部子育て政策室

子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困に関する事項、市立保育所の民営化に関する事項、市立保育所と市立幼稚園の一体化等に関する事項など、児童の福祉及び子育て支援に係る重要施策を一元化するため、保育幼稚園室や家庭児童相談課等の業務の一部を子育て支援課に移管し、子育て政策室とする。あわせて、児童部の業務改善に関する業務等も所管する。

オ 学校教育部学校管理課

イ(ア)に加え、教育総務室、教育政策室及び保健給食室のそれぞれ学校施設の管理に関する業務を移管し、学校施設を管理する組織を一元化するため、学校管理課を新設する。

(3) その他

ア 室課の組織階層を見直すもの

福祉部福祉総務課を福祉総務室に、健康医療部国民健康保険室を国民健康保険課にする。

イ 室課の名称を見直すもの

下水道部下水道経営室を経営室に、水循環室を管路保全室に、川面下水処理場を川面水再生センターに、南吹田下水処理場を南吹田水再生センターにする。

学校教育部指導室を学校教育室にする。

3 施行予定日

令和 2 年 4 月 1 日

※市長部局については、11 月定例会に吹田市事務分掌条例の改正案等を提案する予定とする。

教育委員会についても、所要の手続を行うものとする。